

岩手県告示第129号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨山田町長から次のとおり通知があった。

平成27年2月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 下閉伊郡山田町大沢地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成27年1月9日から平成28年2月27日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 下閉伊郡山田町八幡町及び織笠第9地割
- （2） 公共測量を実施する期間 平成27年2月1日から同年3月31日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）